

○伊那市生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱

平成20年2月27日

告示第62号

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭から排出される生ごみの減量化又は堆肥化（以下「減量化等」という。）をするための処理容器等を購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊那市補助金等交付規則（平成18年伊那市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「処理容器等」とは、生ごみの減量化等を目的として製造された堆肥化容器（微生物などの作用により処理をするものをいう。以下同じ。）又は電動生ごみ処理機（機械的な動作により処理をするものをいう。以下同じ。）であって、市長が認めたものをいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 市内（伊那市生ごみ減量化等モデル地区事業実施要綱（平成20年伊那市告示第61号）第5条の規定による指定を受けている地区を除く。）に住所を有する世帯
- (2) 市内の販売店から処理容器等を購入した世帯
- (3) 市が実施する処理容器等の使用に関する調査に協力できる世帯
- (4) 市税及び分担金、使用料その他の歳入に未納がない世帯

(補助金の交付額等)

第4条 補助金は、処理容器等の購入金額（維持管理に要する消耗品等の費用は除く。）の2分の1に相当する額とし、2万5,000円を限度とする。ただし、この告示に基づく補助金又は市町村合併前の伊那市、高遠町及び長谷村の処理容器等に係る補助金の交付を受けたことがあり、当該補助金の交付の決定を受けた日以後世帯主に変更がない世帯（以下「交付済世帯」という。）に対する補助金の額は、2万円を限度とする。

2 交付済世帯は、この告示に基づく補助金の交付の決定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、補助金の申請をすることができないものとする。

3 補助金の交付の対象となる処理容器等の基数は、1世帯につき、申請1回当たり堆肥化

容器２基まで又は電動生ごみ処理機１基までのいずれかとする。

- ４ 補助金の交付額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付の申請及び報告）

第５条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該処理容器等を購入した年度の末日までに伊那市生ごみ処理容器等購入補助金交付申請書（設置実績報告書）（様式第１号）に領収書の原本を添えて市長に提出しなければならない。

（補助の条件）

第６条 申請者は、処理容器等を自己の責任において有効に使用しなければならない。

- ２ 申請者は、近隣の住民の迷惑にならない場所に処理容器等を設置し、定期的に点検を行うなど、悪臭及び騒音を発生させないように使用しなければならない。

（交付の決定等）

第７条 市長は、第５条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付の決定をし、申請者に対し伊那市生ごみ処理容器等購入補助金交付決定通知書（確定通知書）（様式第２号）により通知するものとする。

- ２ 市長は、補助金の交付をしないと決定したときは、伊那市生ごみ処理容器等購入補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第８条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、伊那市生ごみ処理容器等購入補助金交付請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第９条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- １ この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

（この告示の失効）

- ２ この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

附 則（平成２３年３月２２日告示第１０４号）

この告示は、平成２３年３月２２日から施行する。

附 則（平成２４年３月１９日告示第９２号）

この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月１０日告示第８０号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第110号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月19日告示第264号）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日告示第89号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日告示第100号）

この告示は、平成30年3月31日から施行する。

附 則（令和3年3月22日告示第53号）

この告示は、令和3年3月22日から施行する。

附 則（令和3年12月1日告示第278号）

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第110号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第86号）

この告示は、令和6年3月29日から施行する。